

令和3年度(2021年度)

奨学生募集

《募集要綱》

◎高校生・高等専門学校生・看護学校生対象「支給奨学金」

- 応募資格 仙台北・仙台南・多賀城・塩釜・利府・松島の各地区に所在の公立、私立の全日制高等学校に通学する高校生、及び高等専門学校生・看護学校生であること。
- 採用人員 80名
- 奨学金額 公立・私立とも一律 10,000円/月額
- 支給期間 本年4月以降、正規の修学期間(正規の卒業年度まで)

◎大学生対象「貸与奨学金」

- 応募資格 宮城県下の大学に通学している東北六県出身の学部学生・大学院生、ならびに岩手大学に通学している宮城県出身の学部学生・大学院生であること。
- 採用人員 13名
- 奨学金額 国公立大学生・院生 30,000円/月額
私立大学生・院生 40,000円/月額
- 貸与期間 本年4月以降、正規の修学期間(正規の卒業年度まで)
- 返済方法 卒業後、貸与期間の3倍の期間で均等半年賦(無利子)返済

◎留学生対象「支給奨学金」

- 応募資格 宮城県下の大学に通学している外国人私費留学生で、学部学生・大学院生であること。なお、出身国(国籍)や年齢は不問。
- 採用人員 15名
- 奨学金額 学部学生(3年生以上) 50,000円/月額
大学院生 60,000円/月額
- 支給期間 本年4月以降、正規の修学期間(正規の卒業年度まで)

◇特記事項

- 学校長の推薦 出願には学長あるいは学校長の“推薦”が必要です。
- 在籍の学年次 在籍学年次不問(何学年生でも出願できます。
※ただし、留学生の学部学生は3年生以上である事。)

以上の通り募集いたします。

応募の出願期間及び出願用紙については学校に問い合わせ下さい。(校内しめ切り5月末)

公益財団法人 亀井記念財団

令和3年4月2日

令和3年度 奨学生募集のご案内

高校生・高等専門学校生・看護学校生の皆さんへ

仙台市青葉区国分町3-1-18
公益財団法人 亀井記念財団
事務局長 保志 一恵

当財団は、人物及び学業成績が優秀で、学資負担の困難な高校生・高等専門学校生・看護学校生及び外国人私費留学生に対して奨学金を支給し、また、大学生・大学院生には奨学金を貸与している奨学財団です。

今年度も、下記の要綱にて高校生・高等専門学校生・看護学校生の奨学生を募集しますので、ご案内致します。

1 応募資格

高校生・高等専門学校生・看護学校生にふさわしい生活態度・信条を持ち、かつ水準以上の学力(平均以上)で向学心があり、家庭の事情から学資の負担が困難な生徒を対象とします。1年生から3年生(高等専門学校生は5年生まで。中高一貫校生は4年生以上。)まで学年は問いません。また、現在、他の奨学機関から奨学金の貸与あるいは支給を受けている人でも、当財団の奨学金を受けることができます。

2 奨学金

- (1) 正規の修学期間、月額10,000円の奨学金を支給致します。
(返済の必要はありません。)
- (2) 採用された方の、初年度の奨学金の支給開始は8月になります。
(8月の第1回目の支給は、4月～8月の5カ月分を一括して支給)

3 応募の手続

- (1) 出願には学校長の推薦が必要です。あらかじめ担任の先生や奨学金担当の先生等とご相談下さい。

※ 応募には下記の書類が必要です。

- ① 奨学金申込書(願書・推薦調書)・・・1通
(両親等の身元保証人が必要です。)
- ② 本人の写真(上記申込書に貼付)・・・1枚
(6ヶ月以内のもので、縦4.0cm×横3.0cm程度、白黒・カラーを問わず)
- ③ 収入を証明する各添付書類(別紙「令和3年度応募者資料」参照)

- ④ 特別な控除を受けるための証明書類(別紙「令和3年度応募者資料」参照)
該当する場合のみ提出

応募締切について：各学校の奨学金担当の先生に確認して下さい。

4 選考と採用

- (1) 7月下旬に選考委員会を開き、各学校より推薦された方の申込書を公正に審査し、80名を奨学生として採用致します。
- (2) 採否は、8月上旬に学校を経由し本人にご通知致します。
なお、選考結果を直接当財団に問い合わせても回答致しかねますのでご遠慮願います。

5 採用になった場合

- (1) 学校より、奨学生採用の通知と誓約書が交付されますので、誓約書の所定箇所を記入押印の上、同一生計家族全員の住民票を添え、オリエンテーション【8月下旬予定】に持参して下さい。なお、オリエンテーションに出席できない場合でも応募できます。
- (2) 奨学金は学校宛に送金致します。各学校の奨学金担当の先生等よりお受け取り下さい。この時、奨学金支払簿へ受領印を押印して下さい。

6 その他

- (1) 申込書は選考上重要な資料です。事実をありのまま記入して下さい。仮に、記入しなければならないことを故意に記入しなかったり、虚偽の記入を行ったことにより奨学生になったことが判明した時は、直ちに奨学生の資格を喪失しますし、奨学金を返還してもらうこととなりますのでご注意ください。
- (2) 兄弟姉妹に当財団の奨学生がいる場合は、申込書の「家庭事情」欄にその旨を必ず記入して下さい。(高校・大学問わず、兄弟姉妹が同時に申込する場合も同様とします。)
- (3) 申込書の現住所欄の住居区分に該当するものがない場合は、その他を○で囲み、空欄に具体的内容(例：母の実家、祖父の持家等)を必ず記入して下さい。なお、住居区分に表示している「MS」はマンション・「AP」はアパートのことです。
- (4) 申込書の記入内容や収入等を証明する各添付書類に不備がある場合は受付致しませんので、確認してから学校へ提出して下さい。仮に、分からない所がありましたら、必ず学校の奨学金担当の先生に問い合わせして下さい。本人・家族等からの直接の問い合わせには受付致しません。

以上